

岩手県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年9月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 奥州都市計画道路事業3・5・30号太日通り中袋線並びに一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県奥州市水沢区 真城字中河原	1番	原野	86,677㎡	62,744.24㎡	1,187.11㎡	1,306.35㎡	原野	別図に赤色で表示する部分
						334.76㎡		

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年9月20日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。